

平 30.10.23
総 19 - 3

説明資料

〔個人所得課税〕

平成30年10月23日(火)

財務省

目 次

1.	「論点整理」で示された方向性	P 3
2.	老後に備える資産形成について	
	(1) 高齢者の所得・貯蓄等の状況	P 5
	(2) 諸制度の概観	P 12
3.	企業年金・個人年金等に係る税制について ...	P 16
4.	貯蓄・投資等に係る税制について	P 29

1. 「論点整理」で示された方向性

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」 (平成27年11月・政府税制調査会)において取りまとめた方向性

老後の生活に備えるための個人の自助努力に関連する現行の税制上の仕組みである

- ・ 財形年金貯蓄やNISAなどの金融所得に対する非課税制度
- ・ 企業年金・個人年金等に関連する諸制度

について、以下の検討を進める。

- 就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、個人の働き方やライフコースによって、受けられる税制上の支援の大きさが異なっている。個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討。
- その際、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえて検討。
- また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえて検討。
- 金融所得に対しては、他の所得と分離して比例的な税率で課税するとともに損益通算の範囲を拡大する金融所得課税の一体化の取組が進められてきた。今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意。

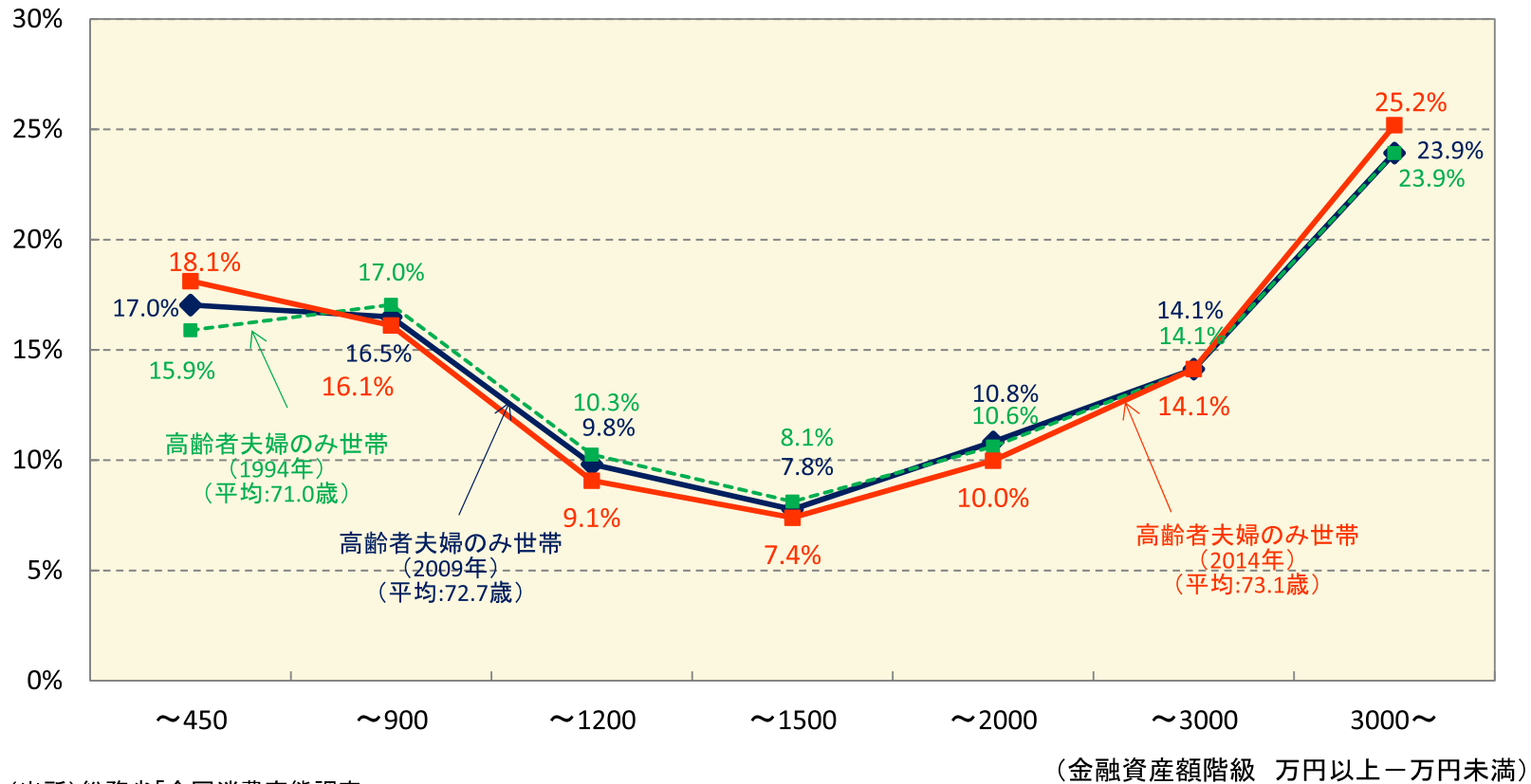
2. 老後に備える資産形成について

(1) 高齢者の所得・貯蓄等の状況

高齢者世帯の貯蓄の状況

- 高齢者夫婦のみ世帯の金融資産額の世帯数分布を見ると、金融資産額3,000万円以上の世帯の割合が最も大きい。
一方、2番目に多いのは金融資産額450万円未満の世帯であり、その割合は徐々に増加している。

(世帯数分布)



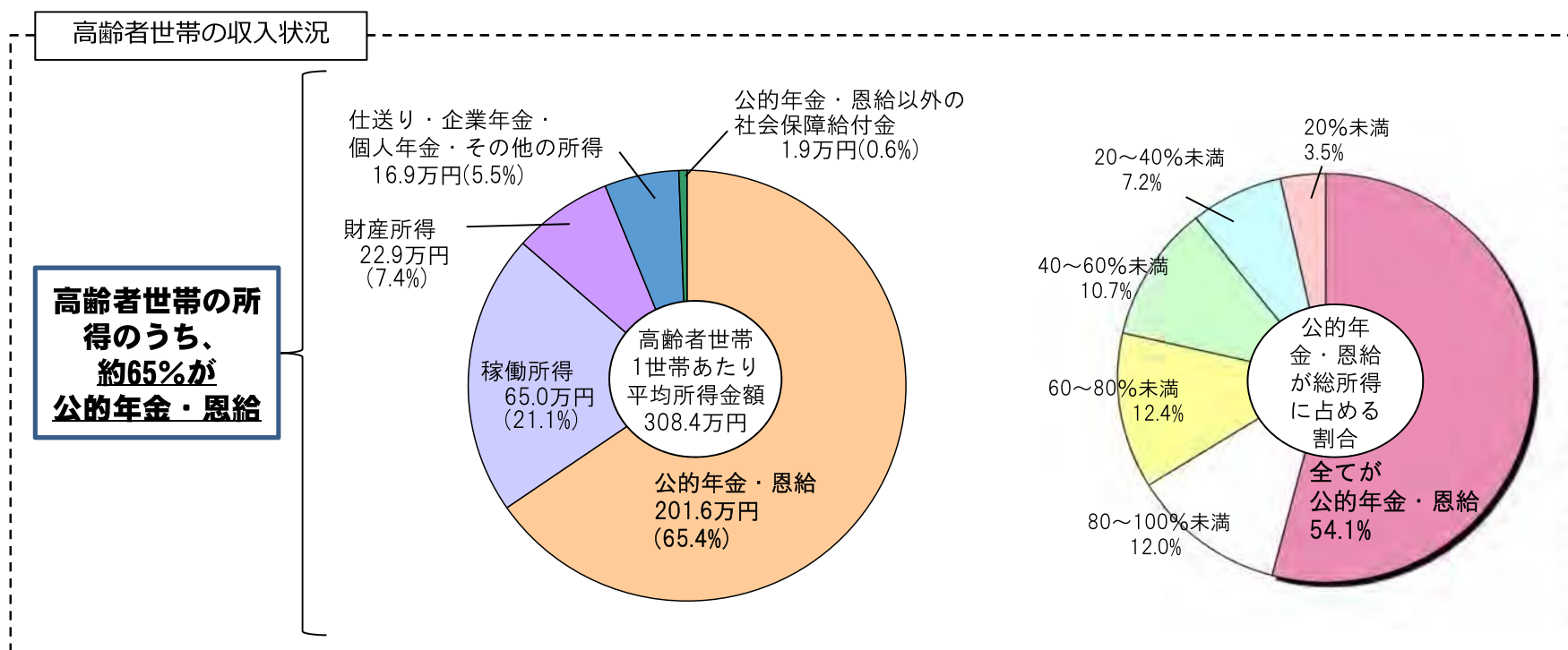
(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注)高齢者夫婦のみ世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

公的年金の現状

□ 高齢者世帯^(※)の収入の65%を公的年金が占めている現状である。また、高齢者世帯の50%強は公的年金のみで生活している現状である。

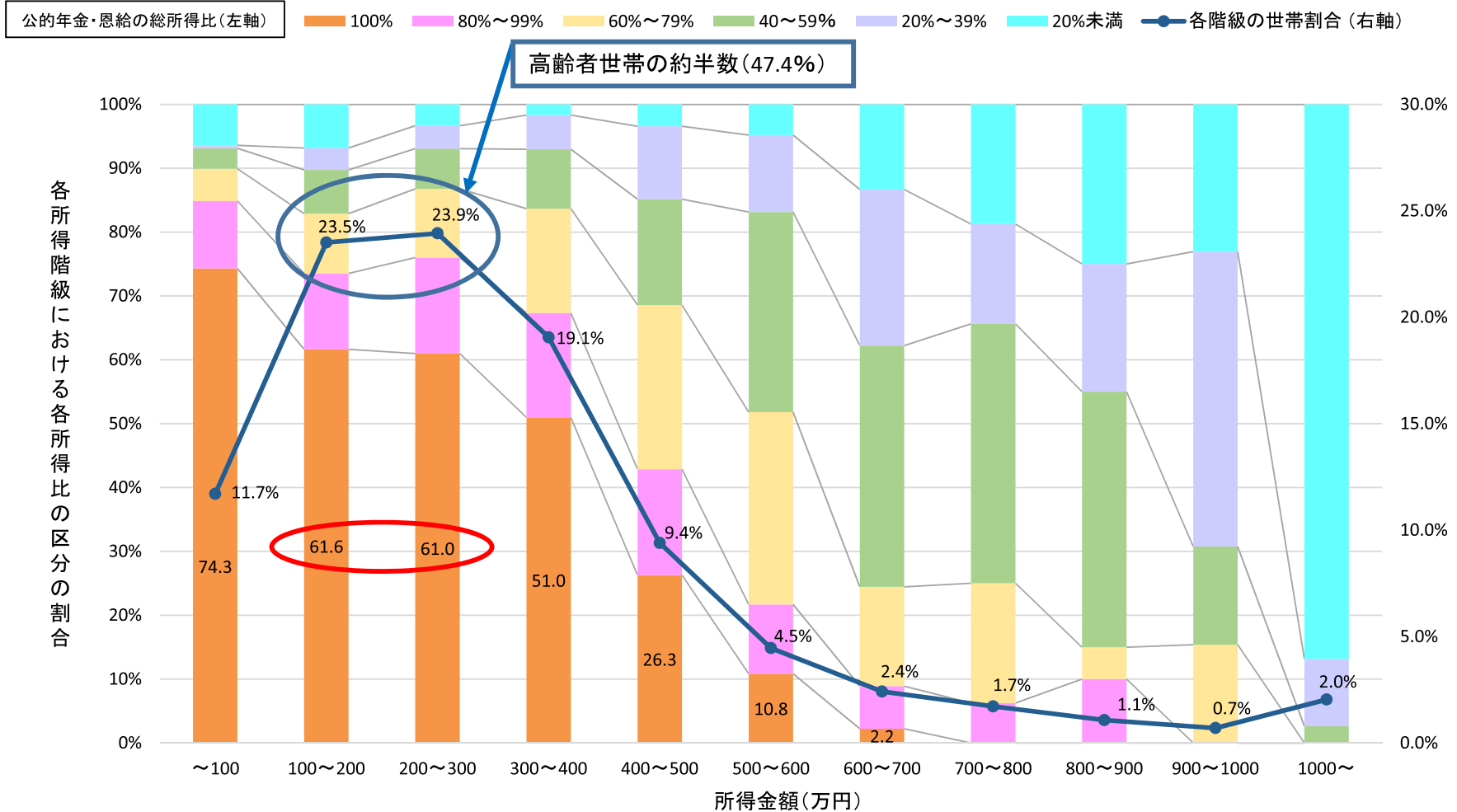
(※) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯を言う。下記では、高齢者世帯のうち、公的年金・恩給を受給している世帯を示している。



(出所) 厚生労働省 平成28年「国民生活基礎調査」

所得金額階級別 公的年金等が総所得に占める割合（高齢者世帯）

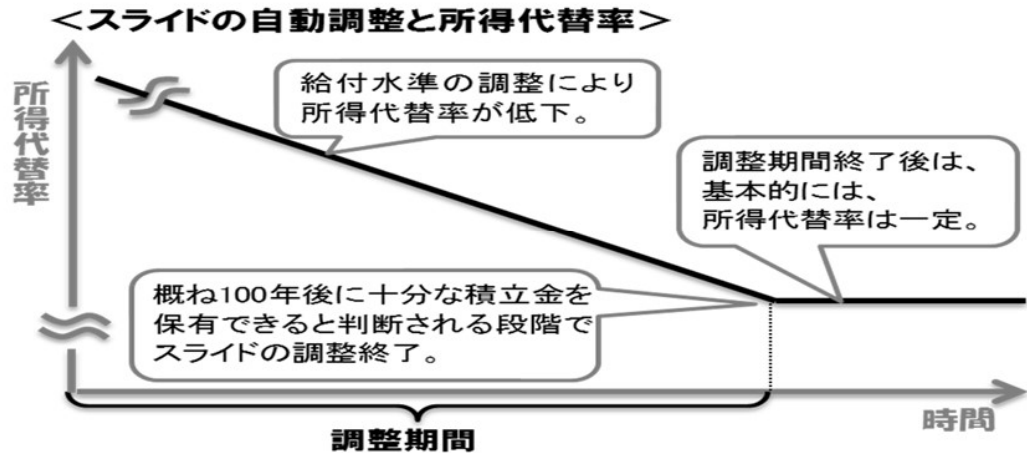
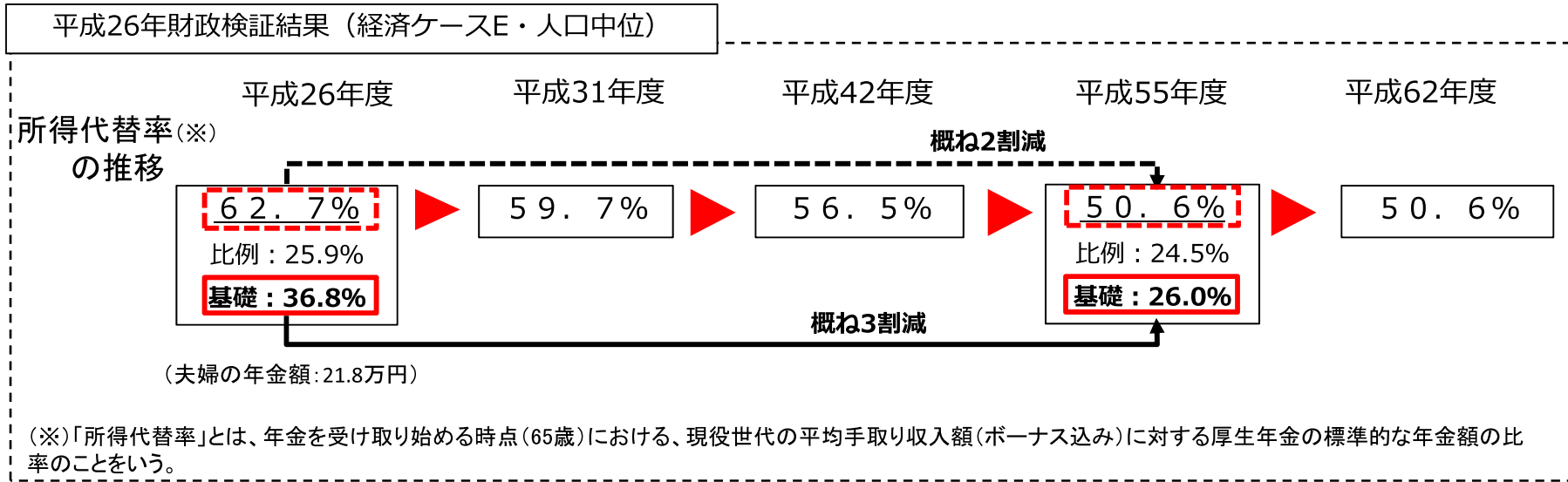
- 高齢者世帯の約半数が所得金額100万円～300万円。このうち6割以上の世帯は、所得が公的年金のみ。
- 所得の多い高齢者世帯では、公的年金が総所得に占める割合は低下。その他の様々な収入源から生活していることが窺える。



(出所)平成29年国民生活基礎調査(厚生労働省)第106表「高齢者世帯数、公的年金-恩給の総所得に占める割合・所得金額階級別」
 (注1)高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 (注2)公的年金・恩給を受給していない高齢者世帯は、「20%未満」に含めている。

マクロ経済スライドと所得代替率の見込み

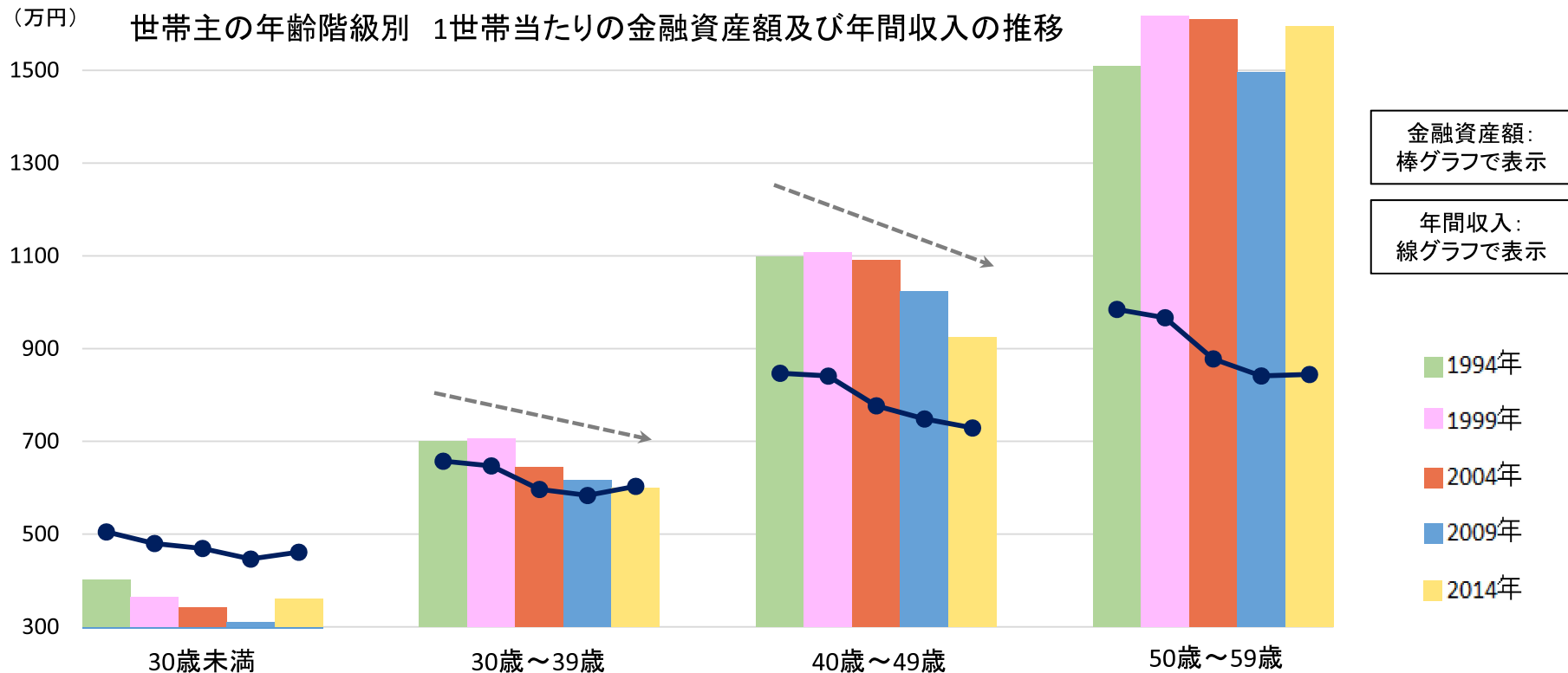
- マクロ経済スライドにより、今後、中長期的な公的年金の給付水準の調整が見込まれている。
- 報酬比例部分に比べて、基礎年金の調整期間が長く、水準低下が大きい。



(出所)厚生労働省 平成26年「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しー平成26年財政検証結果ー」

家計貯蓄等の推移

- 1990年代以降、老後に備える現役世代のうち、50歳代の金融資産額が概ね横ばいである一方、いわゆる子育て世代に相当する30歳代、40歳代の家計において金融資産額、世帯収入がともに減少している。



(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注1)世帯は二人以上世帯。

(注2)金融資産額は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計額。

(注3)年間収入は、世帯主以外の世帯員を含む世帯全体の1年間の収入。

Ⅲ 年金分野の改革

3 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能（防貧機能）を強化する改革に向けて

（1）マクロ経済スライドの見直し

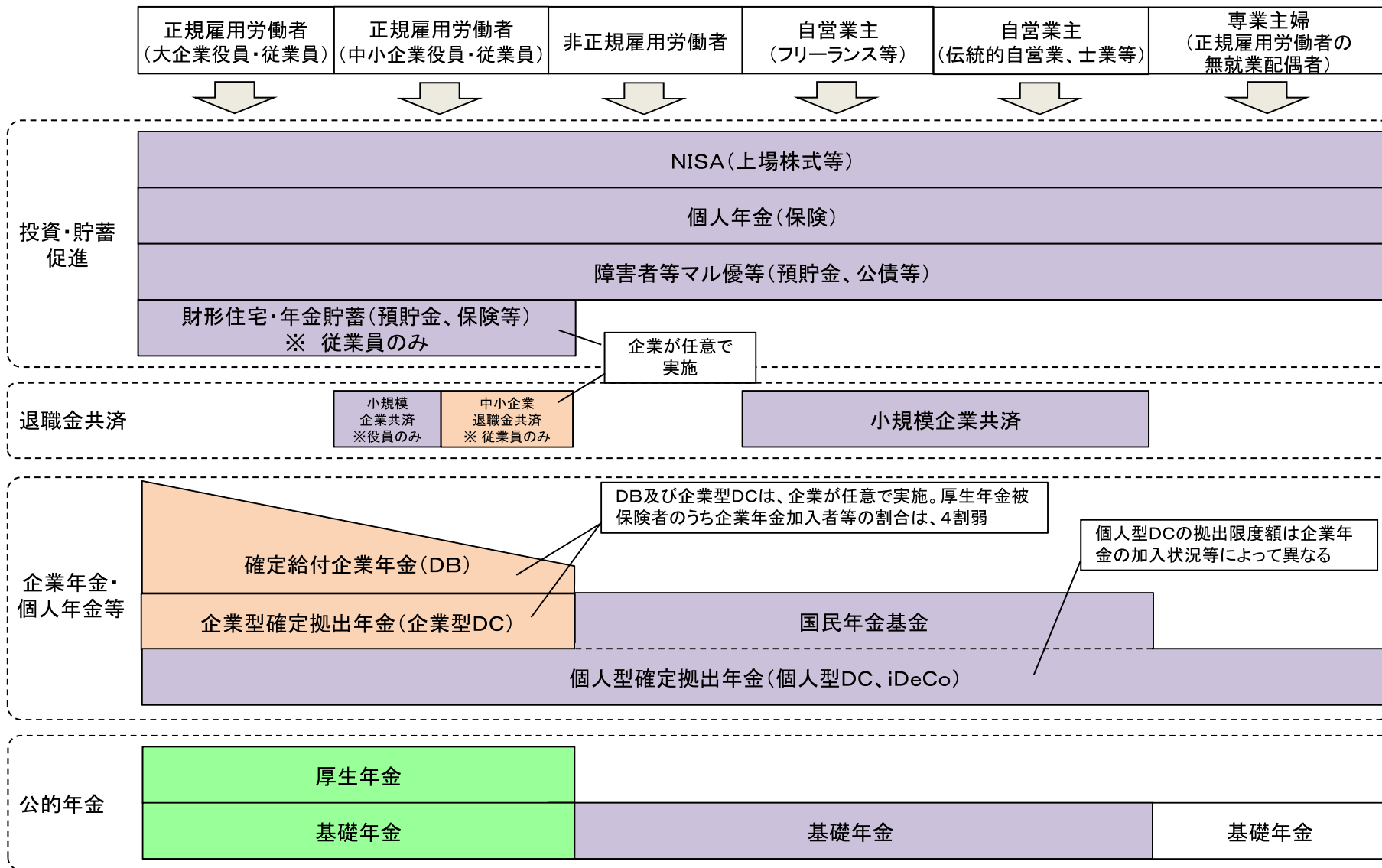
（略）

2009（平成21）年の財政検証においては、約10年間で水準調整が完了する報酬比例部分に比べて、基礎年金の調整期間が約30年と長期間にわたり、水準の調整の度合いも大きくなっている。当国民会議における議論の中では、基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下することへの懸念が示されており、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も含めた検討も併せて行うことが求められる。

2. 老後に備える資産形成について

(2) 諸制度の概観

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

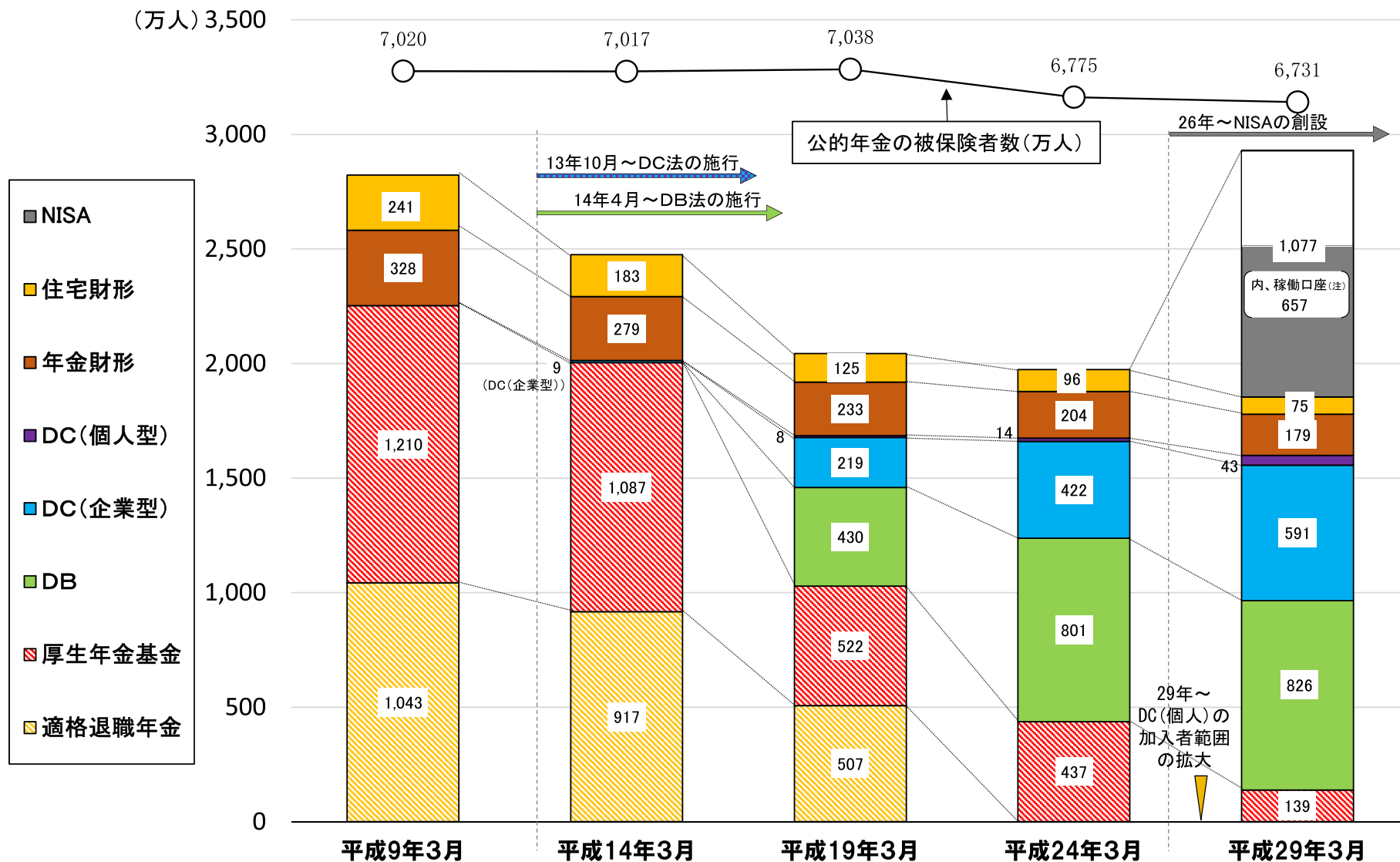
主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限		
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時			
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金 算入 E	一部控除 〔生命保険料控除〕	課税停止 (注) E	なし (中途引出し可)		
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 〔小規模企業共済等掛金控除〕		【年金払い】 雑所得 (公的年金等控除)	支給開始年齢まで払出不可	
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 〔社会保険料控除〕		T (t)	【一時金払い】 退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料控除〕			なし (中途引出し可)	
	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	【一般NISA】 投資限度額: 年120万円(非課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額: 年40万円(非課税期間20年間)		(事業主拠出なし)		税引き後所得から拠出 T	非課税 E	なし
財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限	E	E		住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税			

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。

(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の加入者数等の推移



(注) 「NISA口座の利用状況に関する調査結果(金融庁)」による口座開設数(1,077万口座)に、「NISA口座開設・利用状況調査結果(日本証券業協会)」による稼働率(61.0%)を乗じたもの。









(備考) 1 「加入者数等」とは、保険料の拠出や貯蓄・投資を行う者(各年金制度の被保険者又は加入者、財形制度の利用者、NISA制度の口座開設者)の人数をいう。

2 NISA以外の加入者数等は、「厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」、「企業年金の受託概況(生命保険協会・信託協会・JA共済連)」、「企業年金白書(ライフデザイン研究所)」及び「財形貯蓄制度の実施状況について(厚生労働省発表)」による。

3 企業に勤める者が加入対象の主な制度の加入者数を記載しており、重複加入もある。また、上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金(約40万人)、公務員等が加入する退職等年金給付(約445万人)などがあることに留意(いずれも加入者数は平成29年3月末の値)。

3. 企業年金・個人年金等に 係る税制について

私的年金制度の沿革

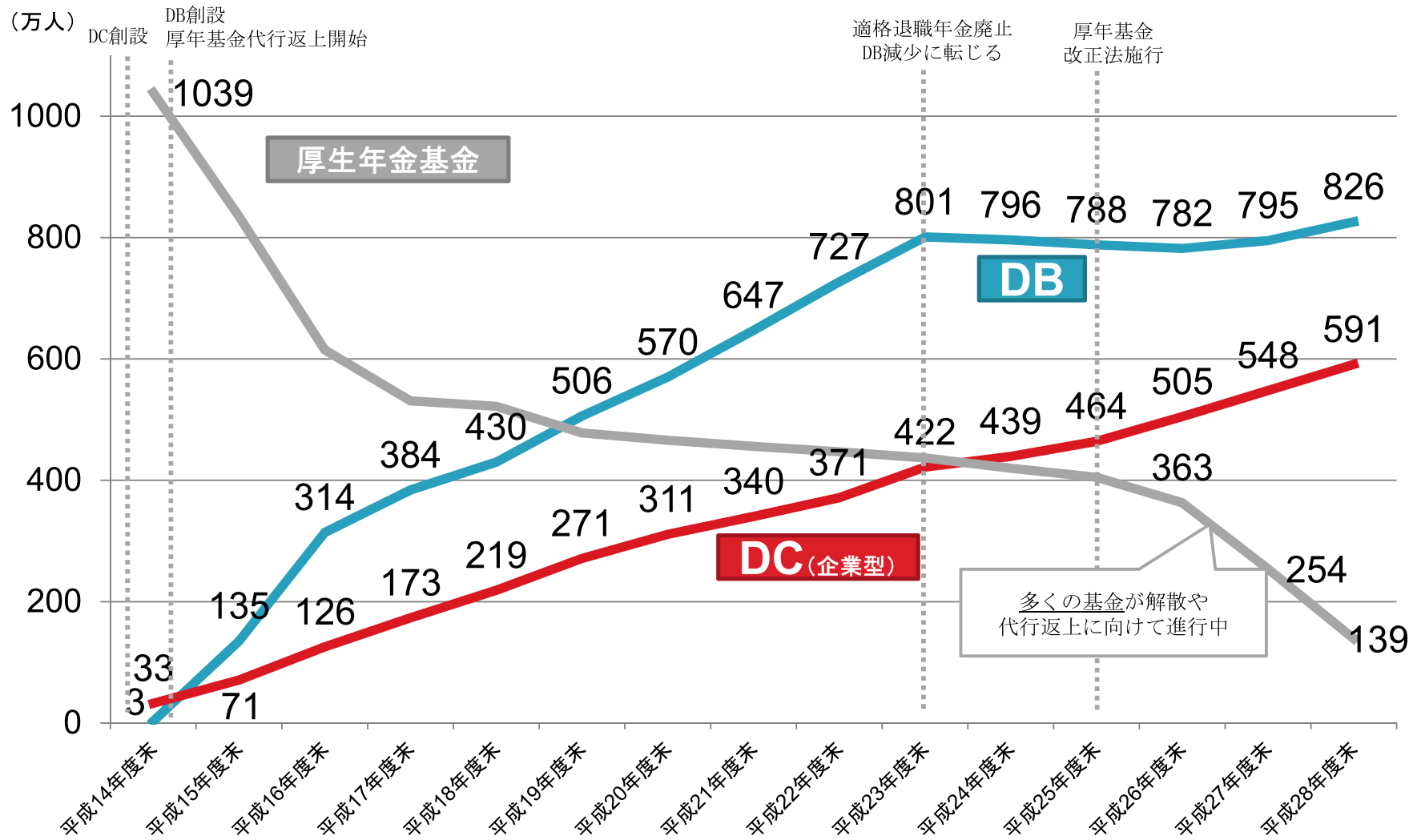
	適格退職年金・厚生年金基金	確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)	その他の動き
昭和37	・適格退職年金創設			
41	・厚生年金基金制度創設			
平成3				・バブル崩壊
9				・規制緩和推進計画を閣議決定 (確定拠出年金の導入を検討)
10				・金融ビッグバン
12				・退職給付新会計基準導入 (企業年金の積立不足を債務計上)
13	・適格退職年金の10年後廃止決定		・確定拠出年金法施行	
14	・代行返上(将来期間分)開始	・確定給付企業年金法施行		
15	・代行返上(過去期間分)開始		・拠出限度額引上げ ・中途脱退要件の緩和	
16		・ポータビリティの拡充		
17		・給付設計の弾力化	・拠出限度額引上げ	
21				
22			・年金確保支援法成立 -マッチング拠出導入 -中途脱退要件の緩和	
23				
24	・適格退職年金の廃止		・拠出限度額引上げ	
25				・退職給付会計基準改正 (退職給付債務の計上を厳格化)
26	・厚生年金保険法等改正法施行 -厚生年金基金の新設不可			
28	-5年間の特例解散制度の創設 -上乗せ部分の他制度移管促進			
29		・リスク分担型企業年金の導入 リスク対応掛金の導入	・改正確定拠出年金法施行 -iDeCoの加入者範囲の拡大等 -掛金の拠出単位の年単位化 -中小企業施策の充実(簡易型DC、 小規模事業主掛金制度の導入等) -運用の改善(指定運用方法、運用 商品提供数の上限の設定等)	
30		・ガバナンスの改善		

確定給付企業年金（DB）と確定拠出年金（DC）の制度比較

- 確定給付企業年金(DB)は、退職金の年金化を進めてきた適格退職年金・厚生年金基金を継承する制度として創設。このため、企業や従業員のニーズに柔軟に対応できる仕組みとされており、例えば、50歳以降の退職時も支給開始可能であるほか、支給開始年齢到達前の中途引出しも広範に認められている。
- 他方、確定拠出年金(DC)は、支給開始年齢が60歳以上であるほか、支給開始年齢到達前の中途引出しが原則不可であるなど、「年金は老後の所得である」との制度趣旨を明確に反映した制度設計となっている。
- ただし、DB、DCともに、給付形態は年金か一時金か選択可能。

		確定給付企業年金（DB）	確定拠出年金（DC）		
拠出の仕組み		原則、事業主拠出 （加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額なし（ただし、加入者負担の非課税枠（控除限度額）は年間4万円まで（生命保険料控除））	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【企業型】 原則、事業主負担 （加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額（＝非課税枠）あり </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 【個人型（iDeCo）】 原則、加入者負担 （中小企業については、事業主も拠出可能） ※拠出限度額（＝非課税枠）あり </td> </tr> </table>	【企業型】 原則、事業主負担 （加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額（＝非課税枠）あり	【個人型（iDeCo）】 原則、加入者負担 （中小企業については、事業主も拠出可能） ※拠出限度額（＝非課税枠）あり
【企業型】 原則、事業主負担 （加入者も事業主負担を超えない範囲で拠出可能） ※拠出限度額（＝非課税枠）あり	【個人型（iDeCo）】 原則、加入者負担 （中小企業については、事業主も拠出可能） ※拠出限度額（＝非課税枠）あり				
給付の仕組み	加入可能年齢	70歳まで	60歳まで（企業型DCの場合は65歳まで加入可能）		
	支給開始年齢	<u>60歳以上65歳以下の規約で定める年齢</u> 又は <u>50歳以上の退職時</u>	<u>60歳以上70歳以下の請求時</u> （加入期間によって異なる）		
	支給開始年齢到達前の中途引出し	制限なし	原則不可（一部、国民年金の保険料免除者等の要件を満たした者のみ可能）		
	給付形態	年金か一時金かを受給者が選択可能 （年金の場合の支給期間等は労使が選択）	年金か一時金かを受給者が選択可能 （年金の場合の支給期間等は受給者が選択）		

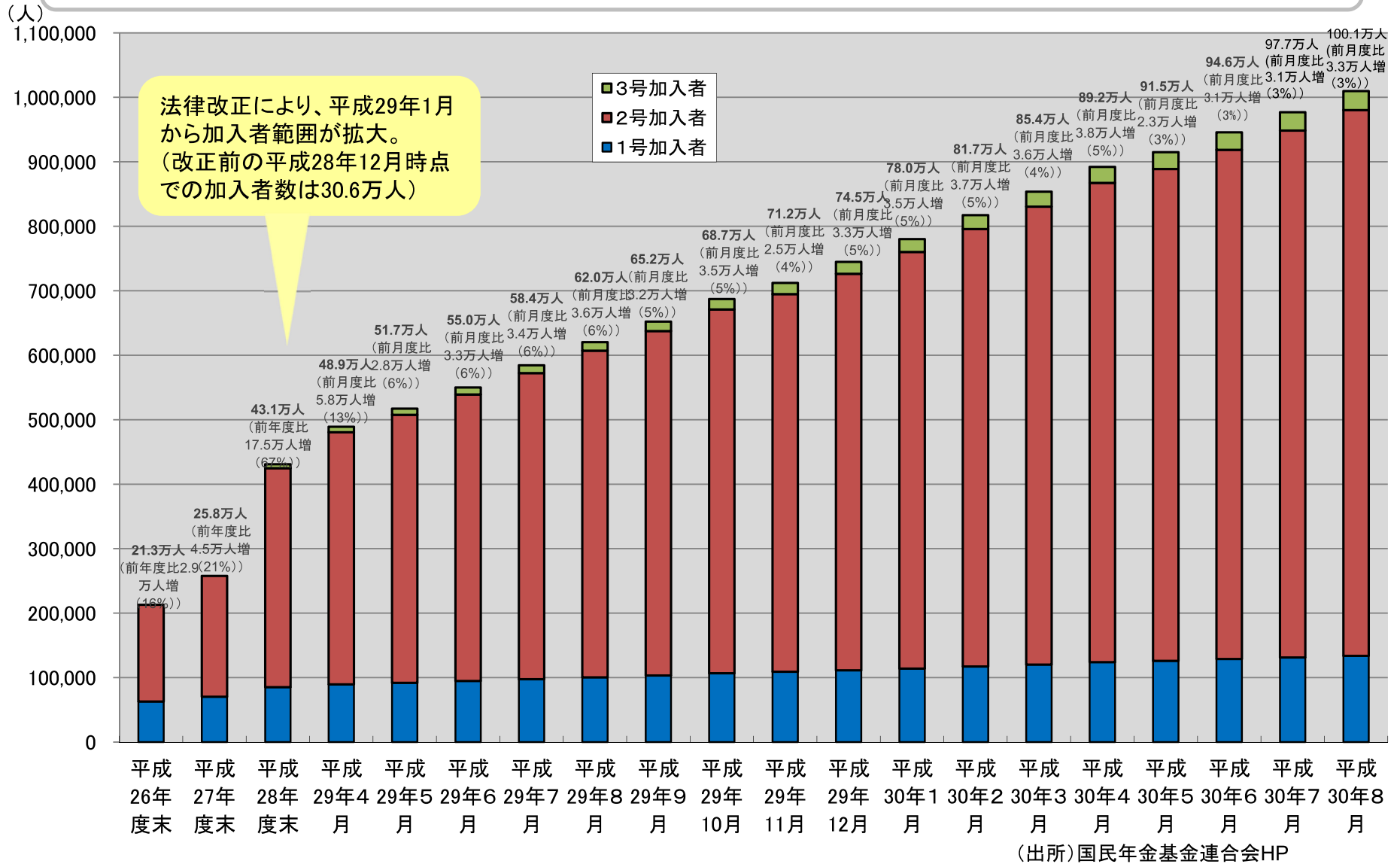
企業年金加入者数の推移



(出所) 厚生年金基金・DB：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、DC：厚生労働省調べ

個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数の推移

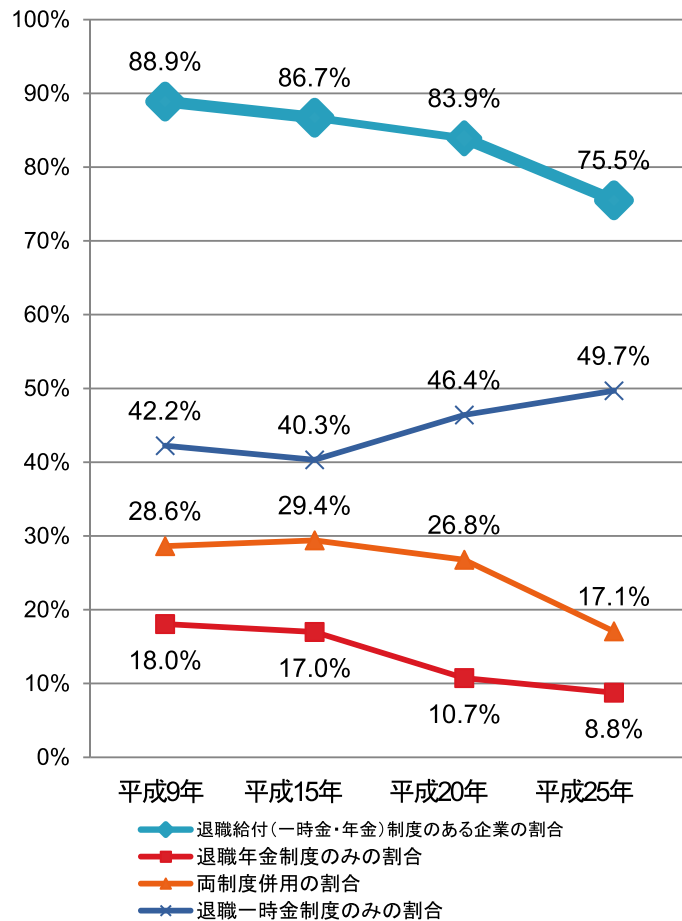
□ 個人型確定拠出年金については、平成28年9月に「iDeCo」という愛称を設定。
 また、平成29年1月の加入者範囲拡大後、新規加入者数が急増している。（平成30年8月末時点の累計加入者数約101万人）



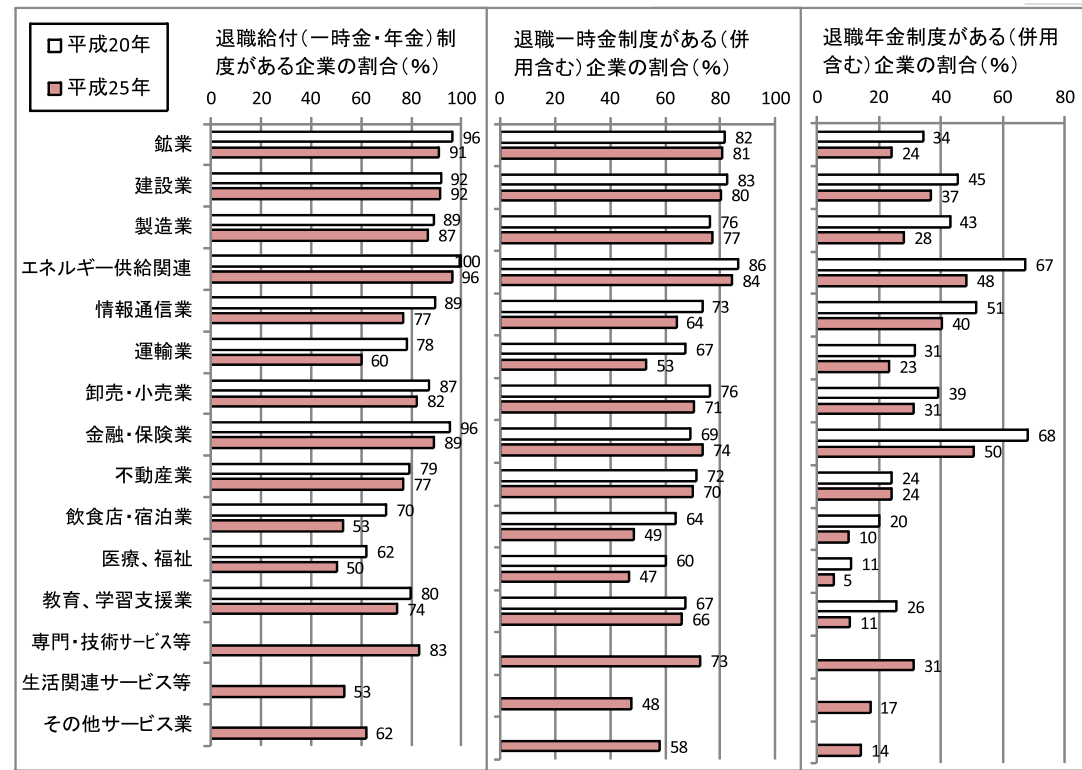
企業年金を巡る近年の状況

○近年、退職給付の導入企業数の割合は全体として減少傾向。特に年金は減少傾向。

＜退職給付導入企業割合の推移＞



＜業種別にみた退職給付の有無の状況＞



(注) 1. エネルギー供給関連とは電気・ガス・熱供給・水道業を、専門・技術サービス等とは学術研究、専門・技術サービス業を、生活関連サービス等とは生活関連サービス業、娯楽業をそれぞれ指す。
 2. 平成25年の専門・技術サービス等、生活関連サービス等並びにその他サービス業は平成20年には調査されていない。

(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」

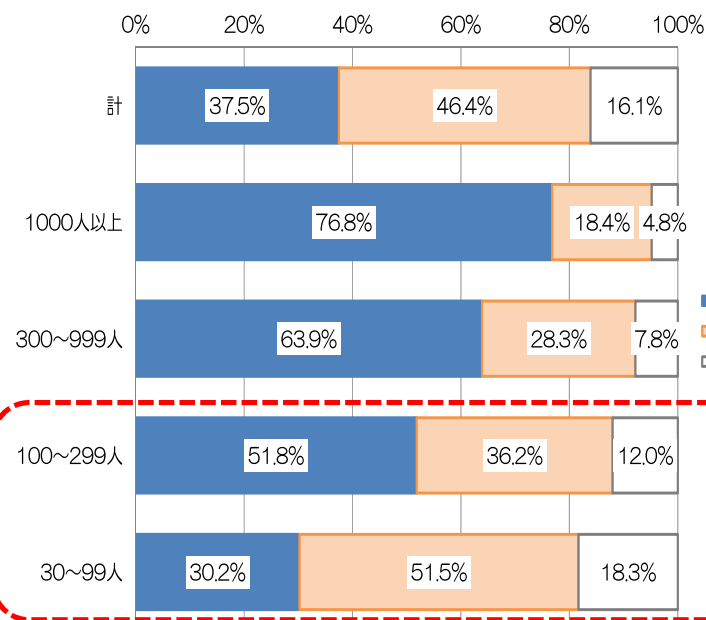
企業年金を巡る近年の状況

○近年、企業年金を実施する企業の割合は低下。

※ 年金がある企業(2008年→2013年):37.5%→25.8%(△11.7%ポイント)、一時金のみ企業46.4%→49.7%(+3.3%ポイント)

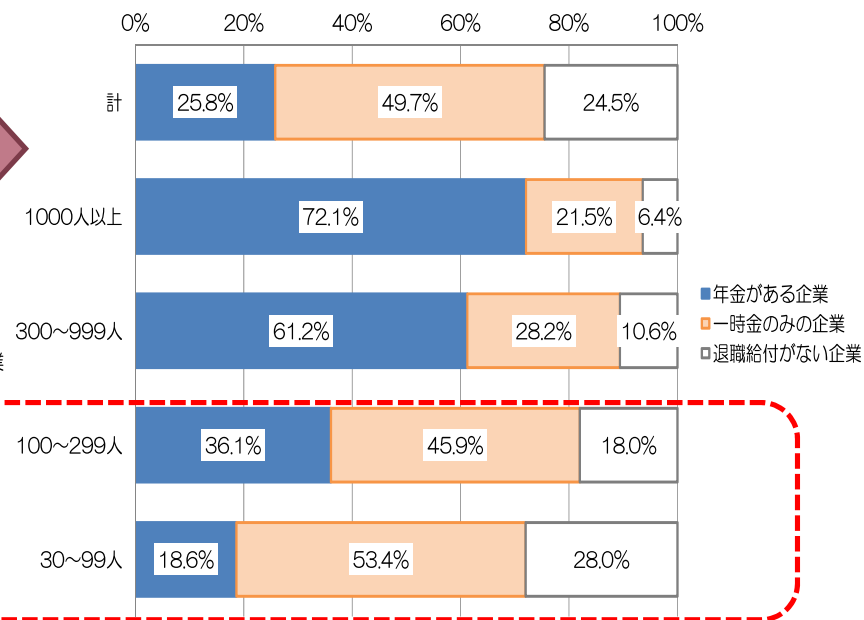
○従業員規模別にみると、300人以上の企業においては数%ポイント程度の低下にとどまるが、299人以下の中小企業においては10%ポイントを超える低下となっており、中小企業における減少が大きい。

退職給付の実施状況(企業割合・規模別、2008年)



(出所)厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」

退職給付の実施状況(企業割合・規模別、2013年)



(出所)厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」

年金・一時金の選択状況

- DB・DCは年金制度であるものの、自由に受給権者が選択できる仕組みとなっていることもあり、直近の実態としては相当数が一時金受給を選択している。
- 特にDCでは、一時金受給選択割合が9割を超えており、この傾向が顕著。

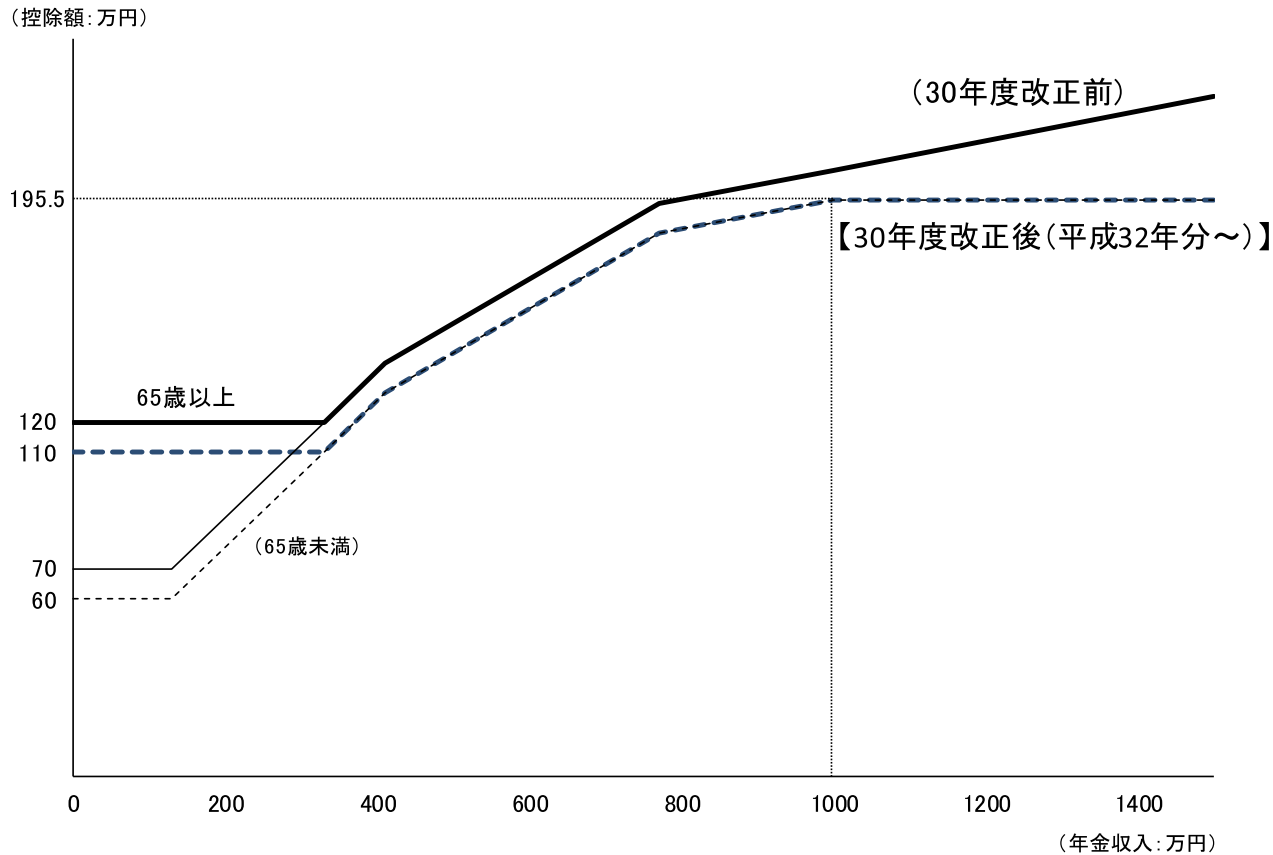
<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)
年金	18%	6%
年金と一時金	10%	
一時金	72%	94%

- ※ DB制度は、厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」の特別集計により作成。
 [企業年金制度のうち、DB制度のみを実施する事業所における退職者の「年金現価額」に占める「年金現価額のうち退職労働者の選択により支給された一時金額」の割合を集計することにより作成。]
- ※ DC制度は、企業型が対象。記録関連運営管理機関による調査（平成24年度）に基づき年金局で作成。
 [年金と一時金双方を受給している者は、年金受給者と一時金受給者のいずれか一方に計上して集計されている。]

公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
 - ・ 国民年金
 - ・ 厚生年金
 - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等



公的年金等控除額

(30年度改正前)

【①+②】又は③の大きい額

①定額控除	50万円
②定率控除	
(定額控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	120万円
65歳未満の者	70万円

【30年度改正後(平成32年分～)】

【①+②】又は③の大きい額

①定額控除	<u>40万円</u>
②定率控除	
(50万円控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
<u>950万円までの部分</u>	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	<u>110万円</u>
65歳未満の者	<u>60万円</u>

(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

【改正後】基礎控除を10万円引き上げる(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替。)

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

・ (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得の金額

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

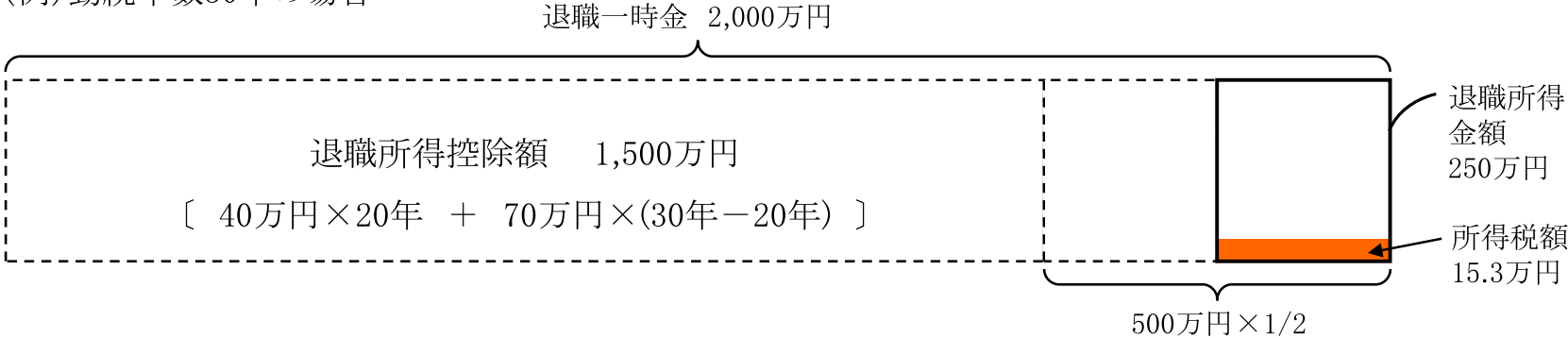
(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。(平成24年度税制改正)

・ 退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(備考) このほか、個人住民税が一律10%課される。

(例) 勤続年数30年の場合



(注) 確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に基づき支払われる退職一時金等は、退職手当等とみなし、退職所得として課税することとされている。

政府税制調査会の答申（退職所得課税関連記述）

政府税制調査会答申「わが国税制の現状と課題」（平成12年7月）

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有しています。

このような退職金の性格を踏まえて、退職所得に対する課税については、一時に相当額を受給するため、他の所得に比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることから、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、他の所得と分離して累進税率により課税されます。

（中略）

現行の退職所得課税の仕組みは、勤務年数が長いほど厚く支給される退職金支給形態を反映したものとなっていることから、退職金の支給形態の変化などを踏まえると、今後も長期勤続の場合を特に優遇していくことが適当かどうか検討する必要があると考えられます。

他方、現行の退職所得課税を前提とした税引後収入が老後の生活設計に織り込まれているという実態や、企業における給与体系の変更には時間を要することを考慮する必要があるとの意見がありました。

政府税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（平成19年11月）

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることで、税負担を回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、退職金課税については、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

なお、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中して支給されるという退職金の性格に照らせば、引き続き何らかの平準化措置を講じる必要がある。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要である。

主要国における私的年金に係る税制(拠出・給付の仕組み等)

未定稿

(2018年1月現在)


	日本	アメリカ	イギリス	カナダ	ドイツ	フランス
拠出						
企業型DB (原則、事業主拠出)	拠出上限額なし	拠出上限額あり	非課税拠出に共通の枠あり「ペンション・ポット」	非課税拠出に共通の枠あり「コントリビューション・ルーム」	原則拠出上限額あり	拠出上限額なし
企業型DC (原則、事業主・本人拠出)	拠出上限額あり	拠出上限額あり	企業年金・個人年金、事業者拠出・本人拠出を共通の枠(ペンションポット、コントリビューションルーム)で管理する仕組み	企業年金・個人年金、事業者拠出・本人拠出を共通の枠(ペンションポット、コントリビューションルーム)で管理する仕組み	拠出上限額あり	個人型DCの非課税拠出枠から企業型DCへの拠出分を減算する仕組み
個人型DC (原則、本人拠出)	<iDeCo> 拠出上限額あり	<個人退職勘定(IRA)> 拠出上限額あり	※未使用の非課税枠は3年間繰越可能	※未使用の非課税枠は無期限に繰越可能	<リースター個人年金> 拠出上限額あり	※企業型DCにも拠出上限額あり
	企業年金の加入状況等によってiDeCoの限度額が異なる	企業年金に加入している場合、所得額に応じてIRAの限度額が逓減・消失				
給付	一部課税 (公的年金等控除)	課税	課税 (一時金引出しは一定範囲で非課税)	課税 (一定の税額控除あり)	課税	課税 (一定の概算控除あり)

※企業に勤める者が加入できる標準的な私的年金について記載。各国、自営業者等が別途加入する私的年金も存在する点に留意。
拠出上限額に関するそれぞれの囲みは、上限額の金額の大きさを表すものではない。また、「拠出上限額」は本資料では「非課税の拠出上限」を指す。

主要国の私的年金制度における拠出額管理の状況(就労形態別)

未定稿

(2018年1月現在)

	日本		アメリカ		イギリス		カナダ	
	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス	企業従業員	個人事業主・フリーランス
企業型DB**	<p>拠出上限額なし</p> <p>× (原則対象外)</p> <p>※中小企業の実施率は低い</p>		<p>拠出上限額あり</p> <p>※中小企業の実施率は低い</p>		<p>就労形態によらず 同じ非課税拠出限度額 (企業年金・個人年金を 共通の枠内で管理)</p> <p>「ペンション・ポット」</p> <p>※未使用の非課税枠 は3年間繰越可能</p>		<p>就労形態によらず 同じ非課税拠出限度額 (企業年金・個人年金を 共通の枠内で管理)</p> <p>「コントリビューション・ ルーム」</p> <p>※未使用の非課税枠 は無期限に繰越可能</p>	
企業型DC	<p>拠出上限額あり</p> <p>× (原則対象外)</p>		<p><401K></p> <p>※個人事業主・フリーランス も401Kに加入可能。非課 税拠出の限度額は企業従 業員と同じ</p>					
個人型DC	 <p><iDeCo></p> <p>企業従業員は企業年金と 重複加入可能 (ただし、企業年金の加入状況等 によって限度額が異なる)</p>		<p><個人退職勘定(IRA)></p> <p>※401Kに加入している場 合、所得額に応じてIRAの 非課税拠出の限度額が通 減・消失</p>					
(参考) 公的年金	厚生年金 (基礎+ 報酬比例)	基礎年金	連邦社会保障年金制度 (OASDI) (報酬比例)		国民保険料として 年金・失業保険等を 一括で徴収		カナダ年金プラン (CPP) (報酬比例) ※老齢保障プログラム(OAS)は 一般財源(保険料拠出なし)	

※拠出上限額に関するそれぞれの囲みは、上限額の金額の大きさを表すものではない。また、「拠出上限額」は本資料では「非課税の拠出上限」を指す。

※※アメリカは個人で加入・拠出できるDBも含む。

4. 貯蓄・投資等に係る税制について

利子等並びに上場株式の配当等及び譲渡益に係る税制の沿革

	預貯金、公社債等の利子等	上場株式の配当等	上場株式の譲渡益
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税 ・ 源泉分離選択課税 (35%[国税のみ]) ・ 申告不要 (普通預金等のみ) (源泉:20%[国税のみ]) <p style="text-align: right;">} 選択</p> <p>➢ マル優 (少額貯蓄非課税制度) [S38年創設]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税 ・ 源泉分離選択課税 (35%[国税のみ]) ・ 申告不要 (少額のものに限る) (源泉:20%[国税のみ]) <p style="text-align: right;">} 選択</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、非課税 (事業類似のもの等は総合課税) <p>《参考》S28年に譲渡益が原則、非課税とされたことに伴い、有価証券取引税 (譲渡価額を課税標準とした流通税) が創設された。</p>
昭和63年	<p>源泉分離課税化 (地方税:利子割の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉分離課税 (20%[国税:15%, 地方税:5%]) ➢ マル優 (少額貯蓄非課税制度) の見直し (対象を老人、障害者等に限定[老人等マル優]) ➢ 一般財形貯蓄の利子非課税の見直し (対象を財形住宅貯蓄に限定[財形住宅貯蓄の利子非課税]) (財形年金貯蓄の利子非課税[S57年創設]は存置) 		
平成元年			<p>原則、課税化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税 (26%[国税:20%, 地方税:6%]) ・ 源泉分離選択課税 (※) (20%[国税のみ]) <p>(※) みなし利益 (譲渡価額の一定割合) に対して課税。 《参考》有価証券取引税の税率引下げ</p> <p style="text-align: right;">} 選択</p>
平成11年			<p>《参考》有価証券取引税の廃止</p>
平成15年		<p>源泉分離選択課税の廃止、申告不要の適用上限額の廃止 (大口株主を除く)、上場株式等に係る軽減税率 (20%→10%) の導入 (地方税:配当割の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税 ・ 申告不要 (大口株主は少額のものに限る) (源泉:10%[国税:7%, 地方税:3%]) <p style="text-align: right;">} 選択</p>	<p>源泉分離選択課税の廃止、申告不要制度の創設、上場株式等に係る軽減税率 (20%→10%) の導入 (地方税:株式等譲渡所得割の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税 (10%[国税:7%, 地方税:3%]) ・ 申告不要 (源泉徴収された特定口座内上場株式等に限る) (源泉:10%[国税:7%, 地方税:3%]) <p>➢ 特定口座制度の開始 ➢ 譲渡損失の繰越控除制度の創設</p> <p style="text-align: right;">} 選択</p>

利子等並びに上場株式の配当等及び譲渡益に係る税制の沿革（承前）

	預貯金、公社債等の利子等	上場株式の配当等	上場株式の譲渡益
平成16年			《参考》非上場株式等の譲渡益に係る税率引下げ (26%[国税:20%, 地方税6%] → 20%[国税:15%, 地方税5%])
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 老人等マル優（老人等の少額貯蓄非課税制度）の見直し（対象を障害者等に限定[障害者等マル優]） 		
平成21年		<p>申告分離課税の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合課税 ・ 申告分離課税（大口株主は除く） （10%[国税:7%, 地方税:3%]） ・ 申告不要（大口株主は少額のものに限る） （源泉:10%[国税:7%, 地方税:3%]） <p style="text-align: right;">} 選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 上場株式等の譲渡損失と配当等間の損益通算の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上場株式等の譲渡損失と配当等間の損益通算の導入（同左）
平成23年		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総合課税の対象となる大口株主要件の見直し（保有割合の引下げ: 5% → 3%） 	
平成26年		<p>上場株式等に係る軽減税率の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税率（10%→20%[国税:15%, 地方税:5%]） ➤ NISA（少額投資非課税制度）の創設 	<p>上場株式等に係る軽減税率の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税率（10%→20%[国税:15%, 地方税:5%]） ➤ NISA（少額投資非課税制度）の創設（同左）
平成28年	<p>公社債課税の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> [特定公社債等の利子等] ・ 申告分離課税 （20%[国税:15%, 地方税:5%]） ・ 申告不要 （源泉:20%[国税:15%, 地方税:5%]） [一般公社債等の利子等] ・ 源泉分離課税（20%[国税:15%, 地方税:5%]） <p style="text-align: right;">} 選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算の特例の範囲に特定公社債等の利子等を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ジュニアNISAの創設 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ジュニアNISAの創設（同左） <p>《参考》公社債課税の見直しにおいて、非課税とされていた公社債の譲渡について、株式等の譲渡と同様に、課税することとされた。</p>
平成30年		<ul style="list-style-type: none"> ➤ つみたてNISAの導入（一定の投資信託が対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ つみたてNISAの導入（同左）（一定の投資信託が対象）

勤労者財産形成促進制度（財形制度）の概要

区 分	対象者	内 容	非課税限度額
勤労者財産形成住宅貯蓄 の利子所得等の非課税	55歳未満の勤労者 (職業の種類を問わず、 事業主に雇用される人)	給料天引きで預入等をする勤労者 財産形成住宅貯蓄の利子等 (積立期間5年以上)	元本550万円
勤労者財産形成年金貯蓄 の利子所得等の非課税	同 上	給料天引きで預入等をする勤労者 財産形成年金貯蓄の利子等 (積立期間5年以上、据置可能期間 5年以内、年金支払期間5年以上)	元本550万円 (生損保等は385万円) (注) 財形住宅と 合わせて550万円

(注) 目的外の払出しなどの場合は、前5年以内に支払われた利子等について遡及課税。

NISA制度（少額投資非課税制度）の概要

- 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設。
- また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」を創設。

	一般NISA いずれかを選択	つみたてNISA
年間の投資上限額	120 万円 <small>（平成26・27年は100万円）</small>	40 万円
非課税期間	5 年間	20 年間
口座開設可能期間	10 年間 <small>（平成26年～平成35年（2023年））</small>	20 年間 <small>（平成30年～平成49年（2037年））</small>
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り）</small>
投資方法	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<div style="text-align: right;"><small>（単位：万円）</small></div>	<div style="text-align: right;"><small>（単位：万円）</small></div>

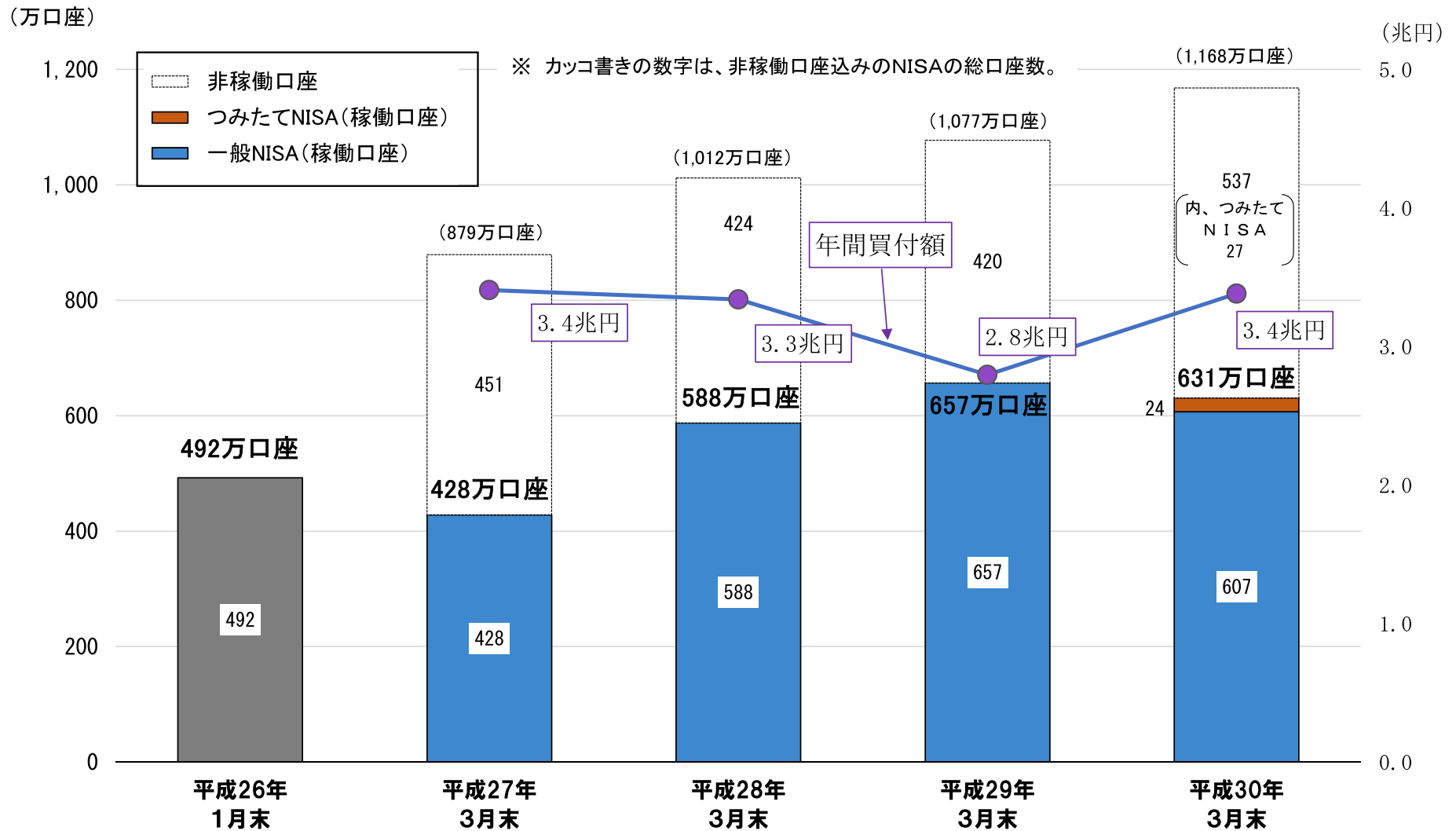
（備考）このほか、平成27年度税制改正において、若年層への投資のすそ野拡大等の観点から、「ジュニアNISA」を創設。（20歳未満の者が非課税口座を開設、年間の投資上限額：80万円、非課税期間：5年間、口座開設可能期間：8年間（平成28年～平成35年（2023年）））

NISAとiDeCo（個人型確定拠出年金）の制度比較

- NISAとiDeCoはともに国民の安定資産の形成を支援する制度。特に「つみたてNISA」とiDeCoは、各個人が運用商品を選択し、長期間にわたり少額の積立を行うものであり、類似の機能を果たしている。
- iDeCoは支給開始年齢(60歳以上)到達前の中途引出しが原則不可であるなど、老後に向けた資産形成という目的を反映した制度設計となっている。NISAはこうした制約がなく、資産としての流動性が高い仕組みである。

		NISA（一般・つみたて）	iDeCo
拠出時の課税関係		税引き後所得から拠出 <限度額> ・一般NISA:年間120万円(非課税期間5年間) ・つみたてNISA:年間40万円(非課税期間20年間)	全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除) <限度額> 企業年金への加入状況等によって異なる (企業型年金、確定給付型の年金のいずれも実施されていない第2号被保険者(民間サラリーマン)の場合、年間27.6万円)
給付の仕組み	加入可能年齢	制限なし ・60歳以上も非課税投資が可能 ・任意のタイミングで引出し可能	60歳まで
	支給開始年齢		60歳以上70歳以下の請求時(加入期間によって異なる)
	支給開始年齢到達前の中途引出し		原則不可(一部、国民年金の保険料免除者等の要件を満たした者のみ可能)
	課税関係		課税なし(運用益非課税)

NISA（一般・つみたて）の稼働口座数及び年間買付額の推移



(注1) 総口座数及び年間買付額は「NISA・ジュニアNISA利用状況調査[金融庁]」から作成。「年間買付額」は、それぞれ前年4月～当年3月末までの1年間の買付額。稼働口座と非稼働口座の口座数は、「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査結果(全証券会社)[日本証券業協会]」の稼働率(平成26年以降で一度でも買付けがあった口座の割合)を乗じて計算している。

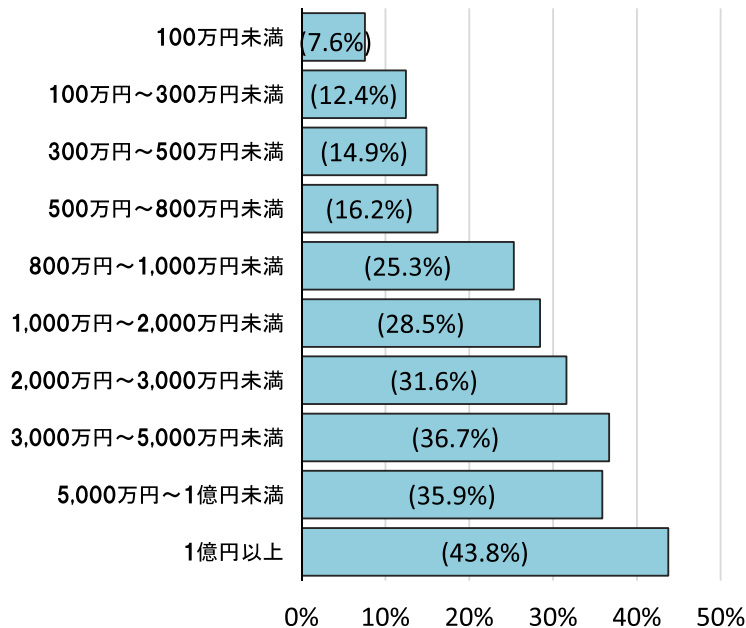
(注2) 平成26年1月末については、制度開始直後であるため、稼働口座・非稼働口座の区別をしていない。

(注3) 平成30年3月末の全体の口座数及び年間買付額は、一般NISAとつみたてNISAの合計値を表示している。

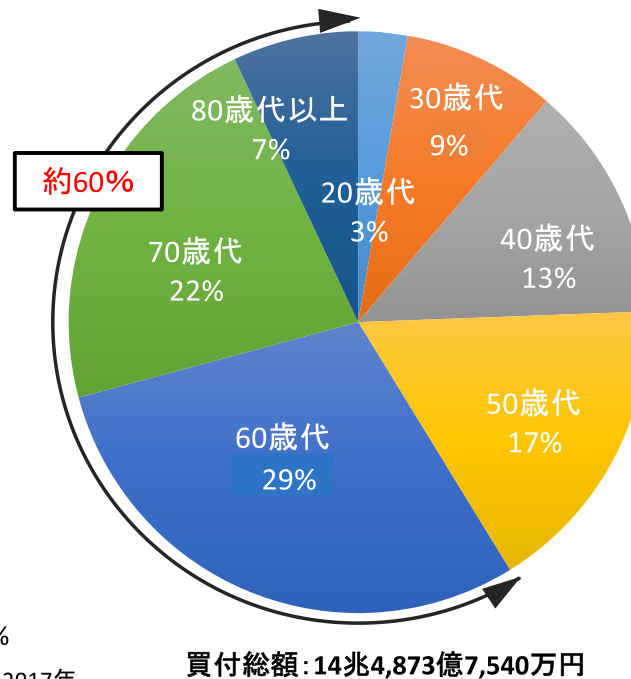
NISAの利用状況

- 金融資産を多く保有する階層ほど、NISA口座の利用率が高い模様。
- 平成30年に運用開始した「つみたてNISA」は現役世代の利用も多い。他方、平成26年から運用されている一般NISAは、60歳代以上の利用が約60%を占めている。

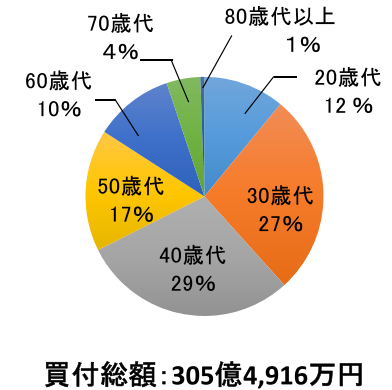
世帯の保有金融資産高別のNISA口座利用率



一般NISAにおける年代別買付額割合



つみたてNISAにおける年代別買付額割合

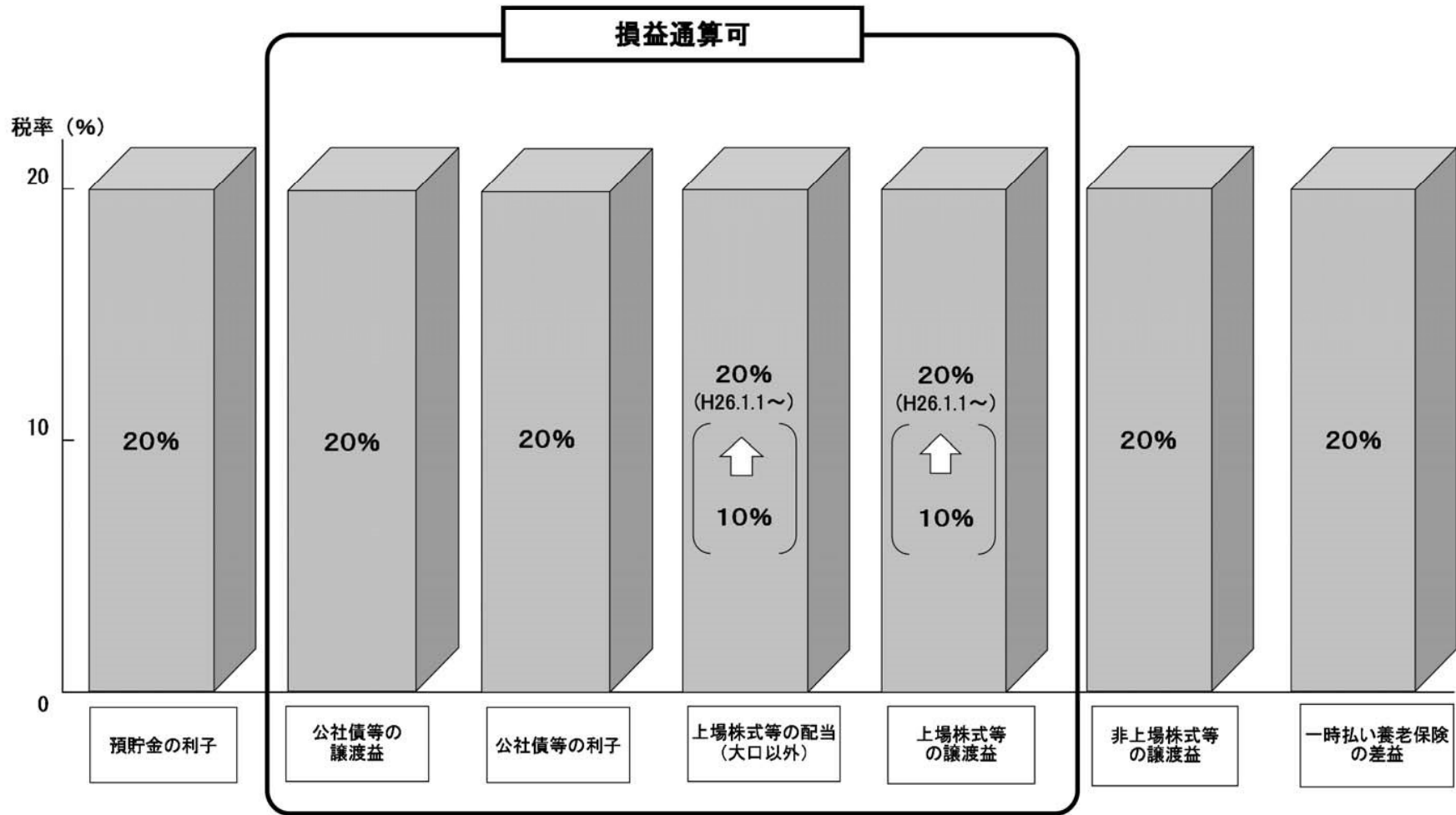


(注1) QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査」(2017年12月、n=5,132)をもとに財務省作成。世帯の保有金融資産について「回答したくない」と回答した者(n=2,082)を除いて集計している。
サンプル数が限られたアンケート調査であることに留意。
(注2) 「つみたてNISA」は平成30年(2018年)から開始。

(出所)金融庁「NISA口座の利用状況(平成30年6月末時点)」

金融所得課税の一体化

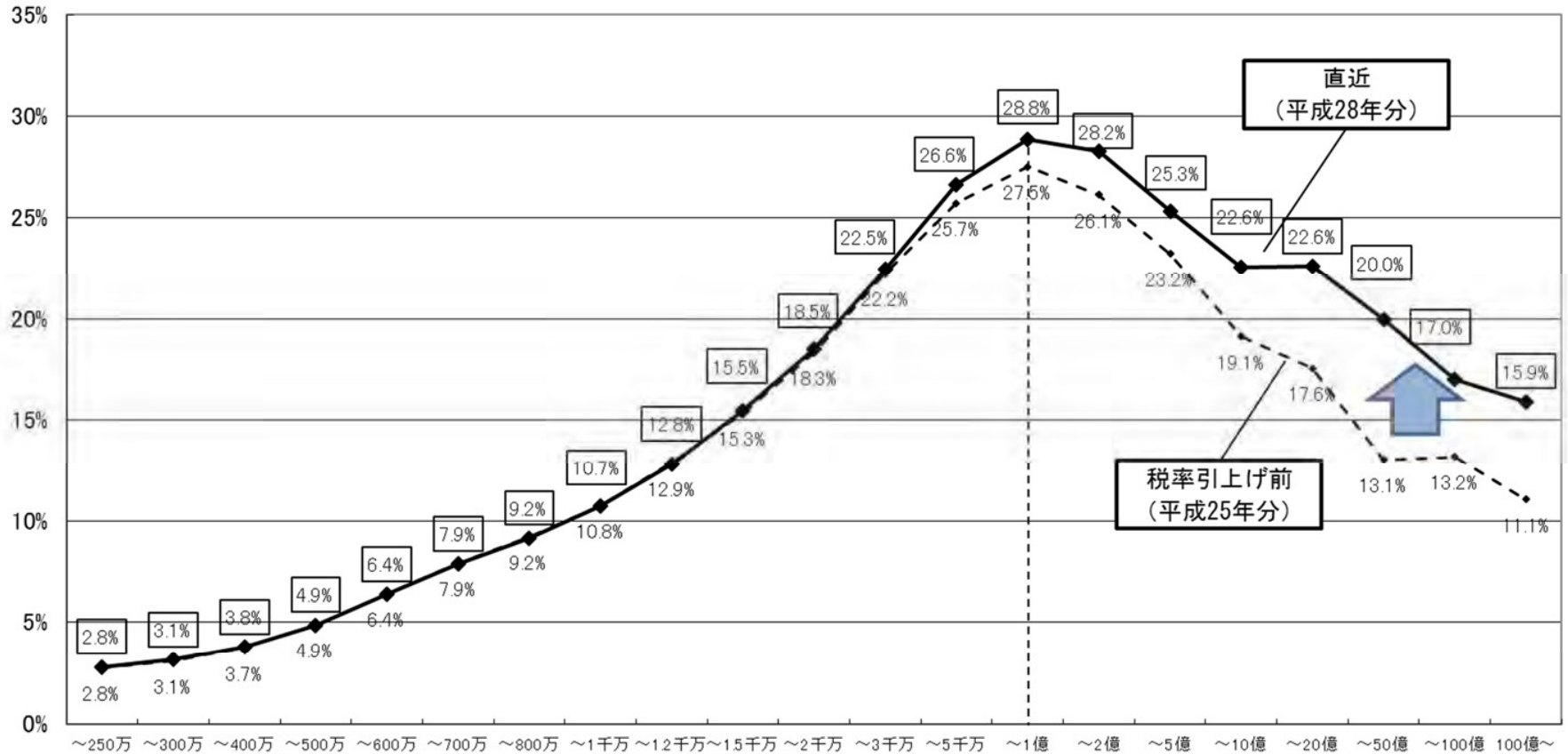
- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注1) 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 (注2) 税率20%の内訳は、所得税15%、住民税5%である。

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 各年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。 (合計所得金額: 円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要

(2018年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
給与所得課税	総合課税 10～55% 〔所得税: 5～45% + 個人住民税: 10%〕	総合課税 連邦税: 10～37% + 州・地方政府税	総合課税 20、40、45%	総合課税 0～47.475% 〔所得税: 0～45% + 連帯付加税: 税額の 5.5%〕	総合課税 9.7～54.7% 〔所得税: 0～45% + 社会保障関連諸税: 9.7%〕
利子課税	源泉分離課税 20% 〔所得税: 15% + 個人住民税: 5%〕		段階的課税 〔分離課税〕 0、20、40、45%	段階的課税 〔分離課税〕 7.5、32.5、38.1%	申告不要 〔分離課税〕 ※総合課税も 選択可 26.375% 〔所得税: 25% + 連帯付加税: 税額の 5.5%〕
配当課税	(申告分離) 20% 〔所得税: 15% + 個人住民税: 5%〕 又は (総合課税) 10～55% 〔所得税: 5～45% + 個人住民税: 10%〕	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税 連邦税: 0、15、20% + 州・地方政府税 ※株式譲渡益は、12ヶ 月以下保有の場合、 総合課税(10～37% +州・地方政府税)	段階的課税 〔分離課税〕 10、20%		
株式譲渡益課税	申告分離課税 20% 〔所得税: 15% + 個人住民税: 5%〕				

(注1)日本では、特定公社債等の利子等については、20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象となる。日本の配当課税は、源泉徴収(20%(所得税15%+個人住民税5%))のみで申告不要を選択することも可能。なお、本資料は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものである。日本の株式譲渡益課税は、特定口座において源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注2)アメリカでは、配当課税は、適格配当(配当落ち日の前後60日の計121日間に60日を超えて保有する株式について、内国法人又は適格外国法人から受領した配当)についてのものである。給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる(ニューヨーク市の場合、州税:4.00～8.82%、市税:2.7～3.4%+税額の14%の付加税)。

(注3)イギリスでは、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。

(注4)ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5)フランスでは、2018年予算法で、利子、配当、譲渡益に係る所得税について分離課税と総合課税を選択できるようになった。